

## 熊本県水俣病認定審査事務要項

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要項は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）に基づく水俣病の認定審査に関し、審査に時間を要する者の事例に応じた認定審査事務の進め方等を定めることで、認定審査を着実かつ迅速に進めることを目的とする。

#### (審査に時間を要する者)

第2条 この要項において、審査に時間を要する者とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 健康状態等要配慮者
- (2) 未検診死亡者
- (3) 日程等調整困難者
- (4) 検診等非対応者
- (5) 連絡困難者

2 前項の審査に時間を要する者（第2号を除く）に区分するにあたっては、電話、郵送、差し置き、面会（以下「電話等」という。）により、疫学調査及び公的検診を受けること（以下「受診等」という。）についての意思確認を継続的に行うとともに、必要に応じ自宅等へ訪問することで、申請者の個別事情の把握に努める。

### 第2章 健康状態等要配慮者、未検診死亡者

#### (健康状態等要配慮者)

第3条 健康状態等要配慮者は、認知機能が低下したり、寝たきりの状態にあることなどにより、円滑な疫学調査の実施や指定医療機関での公的検診の受診が困難な者をいう。

- 2 健康状態等要配慮者に係る疫学調査は、申請者本人の健康状態や障害の程度等に応じ、本人のみならず、同居する親族等からも補足的に必要な情報を聞き取ることとする。その際、本人との意思疎通が可能である場合には、必ず本人の意向を確認するとともに、当該親族等と本人との関係性を十分考慮する。
- 3 健康状態等要配慮者に係る公的検診は、寝たきりの状態にあるなど申請者本人の健康状態や障害の程度等により、検診場所への移動が困難な状態にある者に対しては、自宅又は入院・入所施設への往診を行う。この際、本人の健康状態や検査の実施可能性等を考慮し、可能な

範囲で検査・診察を実施する。また、入院・入所施設での往診を実施する場合には、当該施設の了解を得た上で実施するとともに、あらかじめ当該施設の関係者との間で協議を行う。

- 4 申請者本人や同居する親族等が往診を希望しない場合や入院・入所施設から了解が得られない場合には、必要に応じて、医療機関調査の実施によりできる限り広く資料を集める。
- 5 以上を踏まえてもなお、疫学調査及び公的検診の実施が困難な場合には、「公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について」(平成13年5月24日付け環企第587号環境省総合環境政策局環境保健部長通知。以下「処理基準」という。)第四章第一2(1)エが「認定申請後、審査に必要な検診が未了のうち死亡し、剖検も実施されなかった場合等は、水俣病であるか否かの判断が困難であるが、それらの場合も暴露状況、既往歴、現疾患の経過及びその他の臨床医学的知見についての資料を広く集めることとし、総合的な判断を行うこと。」と規定している趣旨(以下、「処理基準第四章第一2(1)エの趣旨」という。)も踏まえ、その時点で整う限りの資料をもって認定審査を実施するかどうかの検討を行う。

(未検診死亡者)

- 第4条 未検診死亡者は、疫学調査及び公的検診が未了のまま死亡した申請者のうち、公健法第5条に基づく決定申請があった者をいう。ただし、遺族等の申出による病理解剖を行った者を除く。
- 2 未検診死亡者については、同法第5条に基づく決定申請の受理後、速やかに遺族等から可能な限りの疫学調査を行い、医療機関調査を実施し、処理基準第四章第一2(1)エの趣旨により、その時点で整う限りの資料をもって認定審査を実施するかどうかの検討を行う。

第3章 日程等調整困難者、検診等非対応者、連絡困難者

(日程等調整困難者)

- 第5条 日程等調整困難者は、受診等の意思を示しながら、多忙、体調不良等を理由に、相当の期間、県からの疫学調査及び公的検診や審査会において答申が保留されたものの再度の疫学調査及び公的検診の日程打診に応じない者をいう。
- 2 日程等調整困難者については、自宅等へ訪問し、疫学調査及び公的検診の必要性について説明するとともに、調整困難の事情等についての調査を行う。

(検診等非対応者)

- 第6条 検診等非対応者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 電話等や自宅等への訪問による案内を行ってもなお疫学調査及び公的検診に対応しない者

- (2) 審査会において答申が保留されたものの再度の疫学調査及び公的検診に対応しない者
- 2 検診等非対応者については、自宅等へ訪問し、疫学調査及び公的検診の必要性について説明するとともに、疫学調査及び公的検診に対応しない事情等についての調査を行う。

#### (連絡困難者)

第7条 連絡困難者は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 申請者から示された電話番号に発信しても応答がない者
  - (2) 郵便物が宛所不明で返送され、親族等も所在を把握できない者
  - (3) 郵便物は配達されるが、返信がない者
  - (4) 自宅等への訪問時及び自宅等に差し置いた文書に応答がない者
- 2 連絡困難者については、自宅への訪問等を継続的に行いながら、申請者の所在の把握や意思確認に努める。所在の把握にあたっては、住民基本台帳も活用するほか、配達証明や特定記録による文書送付を行う。
- 3 連絡困難者の意思確認ができない場合、当該連絡困難者を検診等非対応者とみなし、第8条及び9条に規定する事務を進める。

#### (文書発出)

第8条 日程等調整困難者(第7条第3項の規定により、検診等非対応者とみなした連絡困難者を含む。)又は検診等非対応者としての状態が一定期間以上続く者に対しては、疫学調査及び公的検診を受けるよう依頼する文書(検診等希望調査文書)を発出し、複数の候補日を示して、その中から申請者が対応可能な日程を選択させること又は申請者から対応可能な日程を複数提示させるなどにより、日程の調整を行う等により、疫学調査及び公的検診を実施できるよう努める。

- 2 前項の検診等希望調査文書に対し、引き続き、日程調整が整わない状態又は予定されている疫学調査及び公的検診に対応しない状態が一定期間以上続く者は、疫学調査及び公的検診を拒否している者(以下「検診等拒否者」という。)とみなす。

#### (報告徴収、受診命令等)

第9条 前条の対応により、検診等拒否者とみなした場合には、当該検診等拒否者に対し公健法第136条に基づく報告の徴収等を行い、また公的検診については公健法第137条に基づく受診命令を発出することを選択肢とする。

- 2 以上を踏まえてもなお、相当の期間報告の徴収等や受診命令に従わないなど、疫学調査及び公的検診の実施が困難な場合には、受診命令拒否者とし、処理基準第四章第一2(1)

エの趣旨も踏まえ、その時点で整う限りの資料をもって、認定審査を実施するかどうかの検討を行う。

#### 第4章 その他

(作成協力費)

第10条 医療機関調査の実施に当たり、医療機関に支払う資料の作成協力費は、別に定める。

#### 附 則

この要項は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。